

# 今後の県内建設業のあり方について

〈 答 申 〉

平成20年11月

福島県建設業審議会

## 目次

はじめに	・・・	2
1 建設産業の現状について	・・・	3
2 建設産業の課題・問題点について	・・・	4
(1) 県民の信頼回復		
(2) 建設産業の担うべき役割	・・・	5
(3) 建設企業の経営強化	・・・	6
(4) 魅力ある建設産業の創出	・・・	8
(5) 行政の果たすべき役割	・・・	9
3 活力ある建設産業にするために	・・・	12
(1) 県民の信頼回復のために		
(2) 建設産業の振興のために	・・・	13
(3) 経営力の強化のために	・・・	14
(4) 魅力の創出のために	・・・	17
(5) 受注環境整備のために	・・・	19
〈 資料 〉		
1 審議経過	・・・	21
2 福島県建設業審議会委員名簿	・・・	22
3 資料		
(1) 公共投資額及び許可業者数の動向	・・・	23
(2) 建設産業従事者数の動向	・・・	24
(3) 全国における本県の公共投資額の状況	・・・	25
① 都道府県別面積（1平方km）当たり公共投資額の比較	・・・	26
（平成12年度、平成19年度）		
② 都道府県別可住地面積（1平方km）当たり公共投資額の比較	・・・	27
（平成12年度、平成19年度）		
③ 都道府県別人口一人当たり公共投資額の比較	・・・	28
（平成12年度、平成19年度）		
(4) 県内総生産額に占める建設産業の状況	・・・	29
(5) 建設企業の倒産動向	・・・	30
(6) 建設産業の現状のまとめ	・・・	31

## はじめに

現在、福島県内の建設産業<sup>\*1</sup>は公共事業の大幅な削減と入札制度改革により、建設市場における競争が激化し、これまでにない厳しい経営環境に置かれています。

そして、このことは基幹産業として地域経済のけん引役を担ってきた建設企業<sup>\*2</sup>の倒産や就労者のリストラへとつながり、地域経済に大きな影響を及ぼしています。

建設産業においてこのままの状況が続けば、地域の雇用が脅かされ、災害対応もより困難なものとなってくることが予想されることから、建設産業が環境の変化に対応し、活力ある産業となるよう新たな対策を講じることが喫緊の課題となってきました。

平成19年12月25日の第一回開催において、当審議会は福島県知事から県内建設産業の振興策を検討するため「今後の県内建設業のあり方について」の諮問を受け、「建設産業の担うべき役割」、「建設企業の経営強化」、「魅力ある建設産業の創出」、「行政の果たすべき役割」の4項目を中心に県内建設産業の振興のための方策について幅広く審議をし、「中間とりまとめ」を作成の上、これに対する県民意見等の募集を行い、「今後の県内建設業のあり方について」の基本的な考え方を以下のとおりまとめました。

なお、入札制度等については、諮問項目になく、また、当審議会の所管事項ではありませんが、答申素案の審議の結果、多くの委員から本答申書に盛り込むべきであるとの意見があったことから、「公共事業<sup>\*3</sup>受注環境の問題点」及び「受注環境整備のために」として記載することといたしました。

### ※1 【建設産業】

建設業と建設業に付随する生コンや砂利等の建設資材を含む産業。

### ※2 【建設企業】

主に建設業法に規定されている土木工事一式、建築工事一式など28種の建設業種を営んでいる企業をいう。

### ※3 【公共事業】

国、県、市町村等が実施する道路、河川、公園、下水道等住民生活に必要な施設を整備する事業。

## 1 建設産業の現状について

建設産業は本県の基幹産業であり、本来の道路、河川、港湾、鉄道、上下水道などの社会基盤や学校、病院、住宅などの建築物を整備し、我々の生活の充実と他産業の発展などに大きく寄与するとともに自然災害などに対する災害復旧においては、社会基盤整備を通じて培った技術により行政と共に災害現場の危険な状況下で懸命に復旧作業に取り組み、また、降雪地域においては除雪を行うなど地域住民の安全・安心の確保の役割も担い、さらに、地域住民の雇用の受け皿として地域の生活を支える重要な役割を担っている。

しかし、本県においては国、県、市町村などの財政収支を取り巻く状況が年々厳しさを増し、その公共投資額の合計は、平成7年度の8,540億円をピークに、平成18年度には3,195億円へと5,345億円も減少（減少率62.6%）している。

その結果、県内総生産額に占める建設業総生産額の割合も平成8年度に8.7%あったものが、年々減少し続け平成17年度には5.1%となっている。

また、公共投資額の大幅な削減など、建設市場における競争が激化した結果、建設業法の許可業者数は平成11年度の11,235社をピークに平成18年度には9,783社へと1,452社減少（減少率12.9%）しており、近年の倒産状況を見ると平成13年から緩やかな減少傾向にあったものが、平成19年には59社となり前年の約1.5倍と大きく増加した。

このことは、県内の建設産業が置かれている環境が一段と厳しいものとなってきていることを表し、建設企業の倒産や従業員のリストラが地域経済に及ぼす影響が今後ますます大きくなることが懸念される。

さらに、建設産業は若い人材の就業が少ないため、技術承継も危惧されている。

このようなことから、能力と意欲のある建設企業が地域を支え県民の安全・安心の担い手として今後も存続していくための環境整備を行うことが必要となってきている。

## 2 建設産業の課題・問題点について

公共事業費の削減は、景気悪化による民間投資の減少と合わさり建設産業に大きな影響を与え、建設企業の経営悪化の大きな要因となっており、このことは地域経済の衰退と雇用環境の悪化をもたらし、地域の生活そのものに影響を与えている。

建設企業は自らの経営強化に努める必要があり、一方、倒産や経営合理化により職を失った従業員の雇用について建設企業及び行政は積極的な対応を求められている。

また、県民の生活向上に資する社会資本（道路・河川・橋等の施設）を整備し維持するため、さらには災害等の緊急時における迅速な対応を確保するためにも健全な建設企業の存在が不可欠であり、以下の様々な課題・問題点が指摘されている。

### (1) 県民の信頼回復

建設産業においては、適切な施工能力を有しない不良・不適格業者の存在や不適正な元請下請関係の法令違反などが問題となっており、入札関連の不適正な問題と併せて建設産業に対する県民からの不信を助長している。

#### ① コンプライアンス(法令・規則・社会規範などの遵守)の確保

一昨年の県発注工事を巡る談合事件を踏まえ、脱談合が社会的要請であることから発注者・受注者は以前にも増してコンプライアンスとモラル（企業倫理）に対する意識を強く持つことが求められている。

#### ② 説明責任の徹底

行政は、公共事業を実施する上で、社会資本整備の必要性をエンドユーザー（最終の使用者）である県民に対して説明する責任があると同時に、発注者・受注者はその財源が税で賄われていることを十分認識し、計画から入札の執行、工事の完了まで透明性のある事業執行に取り組むべきである。

#### ③ 適正な競争性の確保

談合をなくすために、公共事業の入札にあっては透明性、公正性、競争性が確保された入札制度が求められている。

#### ④ 不良・不適格業者の排除の徹底

談合は決して許されるべき行為ではなく、これを行った者には厳格な処分を科し、また、公共事業において元請としてのマネジメント能力が無い企業や工事内容のほとんどを下請企業に丸投げするなど適切な施工能力を有しない不良・不適格業者の排除を徹底すべきである。

## (2) 建設産業の担うべき役割

本県における建設業従事者数は全就業人口の約1割を占め、その総生産額は県内総生産額の約5%であり、建設産業はサービス業、製造業等とともに本県の基幹産業として大きな位置を占めている。

しかしながら、公共事業がピーク時に比べ6割以上も減少していることや入札制度の改正等による受注競争の激化により企業の倒産が増加し、現在、建設産業は極めて厳しい環境に置かれている。

このような状況下にあるものの、建設産業は災害等の緊急時においては道路や電気、ガス、水道のライフライン<sup>※4</sup>復旧にあたるなど県民生活の支援はもちろん県土保全の大切な業務を担っており、県民の安全・安心の確保に寄与する役割は大きい。

特に、中山間地域では住民の雇用の確保やライフライン等を維持していくためにも建設企業の存在が必要となっている。

### ※4【ライフライン】

住民生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送など。生命線。

#### ① 社会資本整備の担い手

建設産業の本来の使命・役割は、生活や産業活動を支える道路等の社会資本の整備をとおして、地域社会の発展に貢献するものであり、それぞれの地域において技術力と経営力に優れた企業の存在が望まれる。

#### ② 地域づくり・地域経済の担い手

地方の建設業従事者は、地域の祭り、盆行事、正月行事などの地域文化への関わりや消防などで活動している人も多く、地域づくりの一翼を担っている。

また、中山間地域において建設企業は数少ない企業の一つであり、地域の中では比較的大きな企業である場合が多く、地域住民の雇用や地元商店からの資材等の購入などにより地域経済の中核を担っている。

建設産業の不況により、企業の倒産や従業員のリストラがこのまま続けば就業場所が無くなり、その結果として集落機能が低下し、維持・存続が危ぶまれる地域が生じることが懸念される。

#### ③ 地域の安全・安心の担い手

建設企業は、社会資本の日常の維持管理のほか、地震や洪水など災害発生時等には行政との連携のもとでいち早く予防対策や応急復旧に対応するなど必要不可欠な存在であるが、その経営環境は疲弊しており、地域の安全・安心の確保に対応できる建設企業が減少している。

#### ④ 良質な社会資本の提供

建設企業は、ものづくり産業として社会資本の整備を担っており、公共事業の施工にあたっては発注目的を十分理解し、良質な製品を提供するために企業の持つ技術力を駆使して優れた品質が確保される施工に取り組むべきである。

### (3) 建設企業の経営強化

公共事業が大幅に減少する中で、建設業法上の許可業者数は減少はしているものの、公共事業費の減少幅に比べて極めて少ない。

このため、受注競争が激化し、工事を受注できない建設企業は下請として生き残るか倒産や廃業により淘汰される現状にある。

企業は、生き残りをかけてこれまで以上に次のような課題に対して経営力強化に取り組む必要に迫られている。

#### ① 経営アドバイザー等への経営相談の利用

建設業振興基金、福島県産業振興センター、商工会議所等が今後の企業存続のための経営に関する無料相談会やアドバイザーの企業への派遣を実施しているが、ほとんど利用されていない状況にある。

#### ② 自己分析・自己評価

建設企業は経営の安定を図るため、人、もの、金の資産を分析・評価し、自分の会社は何を持っているのか、何が強みなのかを認識すべきであるが、多くの企業は行っていない状況にある。

#### ③ 経営目標設定に対する意識

建設企業は、将来の姿をイメージし、その目標達成のための経営戦略を設定し、それを達成するために努力していくべきであるが、多くの企業はいわゆるその場しのぎの経営を行っている状況にある。

#### ④ 工事の実行予算管理

建設産業では工事の実行予算管理などを緻密に行っているところは少ない状況にあるが、これからは、自社だけでなく協力会社、下請会社も含めて工事に関する実行予算管理を徹底する会社でなければ厳しい現状を生き残っていくことが困難な状況となっている。

#### ⑤ 建設企業の経営体質の改善

受注高重視や安値受注を続けている建設企業は、利益率が低いことから、金融機関の融資先の選別強化に伴い、融資を受けにくい状況となっている。

#### ⑥ 建設生産物<sup>※5</sup>の品質管理

優れた技術はそのまま建設生産物の品質確保に直結することから、日々建設技術者は品質確保に関する知識と技術力の向上に取り組む必要があるが、多くの企業は経営に余裕がないため、技術者の能力向上への取り組みができない状況にある。

※5【建設生産物】 建設工事により整備された道路や橋などの施設をいう。

### ⑦ 技術者・技能者の技術力低下と人材不足

ベテラン技術者の退職やリストラとともに、新卒者の雇用控えが続き、今まで培われてきた建設技術の継承、日進月歩する技術の習得などに対応できない状況にある。

特に中山間地域においては高齢化の割合が高くなっている地域が多いことから、その傾向が顕著である。

### ⑧ 営業力の改善

企業は、市場ニーズの動向を常に収集・分析し今後の営業展開に結び付けるよう務める必要があるが、多くの企業は厳しい経営状況下での人員削減のために営業の人員を確保できない状況にある。

### ⑨ 進まない他企業との連携、合併、協働

厳しい経営状況下では、自助努力による本業の強化が困難な場合には、他企業との連携や合併、協働などの経営形態を模索することが必要となるが、それぞれの企業が抱える問題等から進まない状況にある。

### ⑩ 新分野進出（建設企業が農業など建設業以外の産業に進出すること）

建設市場の縮小に伴い、従業員の雇用確保や経営安定のため新分野へ進出する企業も現れ始めているが、進出に際しては、自社の資産状況、進出時及び進出後の問題等解決すべき課題が多い状況にある。

### ⑪ 企業における技術者の需給のアンバランス

建設投資の縮小により企業の規模縮小やそれに伴う技術者の削減が行われ、その結果として建設市場に余剰技術者が増加している状況にある。

反面、地域や季節によっては技術者が不足する状況も生じている。

### ⑫ 建設企業の新たな方向性の模索

県内建設企業の多くは公共事業に依存しており、公共投資額の減少により需要と供給のバランスが崩れ建設産業全体が疲弊した状況となっている。

今後も、公共事業の増額は期待できないことから、建設企業は自らの将来を展望し進むべき道を定める時期となっていることを認識すべきである。



## (4) 魅力ある建設産業の創出

建設産業は均衡ある県土の発展の基盤となるものづくりに携わる担い手として重要な役割を有しており、地域の夢の実現のために仕事を通して得る達成感、満足感、やりがいは計り知れない産業である。

また、地震や大雨などで被害があった場合には、いち早く行政と連携して、その復旧活動に取り組むなど地域の安全・安心を守る使命感を持った魅力ある産業でもある。

しかし、近年の公共事業の減少や談合摘発などにより、建設産業に対するイメージが低下し、厳しい経営環境の中で将来を担う若い人材の確保が困難な状況となっているが、将来に向けてどのように建設産業を振興していくかが大きな課題となっている。

### ① 建設産業の重要性・必要性のPR

建設産業は、建設投資が縮小し厳しい経営状況にあるが、自らの持つ優れた技術力、施工力等により生活基盤や産業基盤を創造・維持する魅力のある産業である。また、建設技術者はクリエイター（新たなものを生み出す人）として魅力ある職業であるがその魅力や重要性に対するPRが不十分である。

### ② 若者へのアピール

若者に対して、地図に残る空港やダムなどの県土形成のための建設や地域で生活する上で欠かせない道路や河川などの生活基盤の整備などやりがい、達成感、おもしろさをインターネットなど様々な手段でアピールし、優秀な人材確保に結びつけていくことが必要であるが、建設関係の資格を有している若者までもが他産業へ転職するという事態が生じており、その取り組みが不足している。

### ③ 労働条件(賃金、労働時間等)の改善への取り組み

優秀な技術者を確保・育成し、ものづくり産業である建設産業を支える人づくりに建設産業界全体で取り組み、賃金・労働時間等の労働条件等を改善し、建設産業を魅力ある産業へと転換していく必要があるが、その取り組みは不十分である。

### ④ IT化への対応

顧客ニーズへの迅速な対応、在庫管理、生産流通の効率化などによる生産性の向上、インターネット利用による情報発信、幅広い情報収集・情報交換によりビジネスチャンスの拡大が期待できることから、公共工事市場においてもIT化が今後の必要要件であり、避けられない経営戦略のひとつになってきているが県内建設業界ではまだまだその取り組みが遅れている。

## (5) 行政の果たすべき役割

建設産業はものづくり産業であり、その本来の使命・役割は県民の生活や産業活動を支える根幹的な基盤である住宅、工場や道路などの社会資本の整備をとおして県土の均衡ある発展に寄与してきたところであり、また、その役割は今後も変わることなく維持されなければならない産業であり、行政はその振興のための方策を講ずるべきである。

### ① 建設産業の振興・育成

行政は、建設産業が県土発展と地域における県民生活を確保するための重要な産業であり、地域の経済活動になくってはならない存在であることから、建設産業の振興や育成に積極的に取り組むべきである。

### ② 公共事業に対する県民の信頼回復

公共事業における談合の摘発が全国的に行われ、本県においても一連の不祥事が発生したことから、県民の信頼を回復するために建設産業界と行政は入札制度改革と適正な施工体制の確保等に努めるべきである。

### ③ 建設産業界と行政とのコミュニケーションの確保

建設産業界と行政の意思疎通不足により地域や建設産業界の問題把握がなされない等様々な問題が生じている。

建設産業界と行政は、懇談会、研究会を通し積極的に情報交換をすべきである。

### ④ 建設産業に対する新分野進出の支援

建設投資額の減少によりますます厳しい経営環境におかれている建設産業界に対し、行政は新分野へ進出し易い支援策を引き続き打ち出すべきである。

### ⑤ 建設産業の重要性に対するPR

建設産業団体と行政は、建設産業は県民生活の向上や災害時における緊急対応などで重要な役割を果たし、地域には欠かすことができない産業であることを積極的に県民にPRをしていくべきである。

### ⑥ 公共事業受注環境の問題点

ア 一般競争入札制度<sup>\*\*6</sup>は、入札参加資格のある企業は自由に参加でき、公平で透明性があると言われているが、工事の種別や規模などの特性に応じた発注内容とするよう検討すべきである。

- イ 条件付一般競争入札制度<sup>\*7</sup>の導入により、他地域の建設企業が受注者となり工事を施工するに当たり、当該地域の人達の協力を得られない事例が発生している。
- ウ 一般競争入札制度は、訴訟などの法制度が整備されたアメリカの制度であり、日本には馴染まないと思われるが、既に国や各都道府県において採用されており、制度の特色を活かした運用が望まれる。
- エ 発注者は、計上漏れが無いよう設計内容を十分精査した上で発注すべきである。
- オ 条件付一般競争入札制度導入により、低価格での落札が多発しており、下請企業へのしわ寄せや品質低下が懸念される。  
低価格入札、適正な元請下請関係の確保さらに品質確保について十分な対策を講ずるべきである。
- カ 工事監督官庁に指名権が無い場合、建設企業は自社がどのように評価されているのか確認できず不安な状況にある。努力が報われる入札制度にすべきである。
- キ 価格競争を優先させた入札制度のため、低価格の受注が多くなり、発注者・受注者両者の負担が大きくなっていることから、その対策を講ずるべきである。
- ク 工事内容のほとんどを下請企業に丸投げするなど適切な施工能力を有しない不良・不適格業者を入札から徹底して排除する入札制度とすべきである。
- ケ 公共工事に従事する建設業従事者の収入という視点で考えると、予定価格の根拠となる設計労務単価は低水準にある。  
建設業従事者が生活していく上で最低必要な収入が得られるような設計労務単価が設定されるよう、現在行われている公共事業労務費調査の方法を国とともに検討すべきである
- コ 工事発注に民間の技術者を活用したり (CM方式)<sup>\*8</sup>、民間資金を利用した (PFI方式)<sup>\*9</sup> 社会資本整備を行う等新しい発注方式の導入・拡充についての検討をすべきである。

※6 【一般競争入札制度】

入札情報を公告して入札参加者を募り、一定の条件を満たした参加者により入札を行い契約者を決める方式。

※7 【条件付一般競争入札制度】

一般競争入札における参加条件に加え、さらに発注者が付す入札参加条件を満たした者が入札に参加できる方式。

※8 【CM方式】 (Construction Management : コンストラクション マネジメント)

発注者の代行者が、技術的な中立性を保ちつつ設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などを行う方式。

※9 【PFI方式】 (Private Finance Initiative : プライベート ファイナンス イニシアティブ)

公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、技術力、経営力を活用することで効率的かつ効果的な公共サービスを提供する方式。

### 3 活力ある建設産業にするために

建設産業が活力を回復し、魅力ある産業に転換していくために必要なことは、企業の経営者自らが意識の改革、技術力・施工力の改革、経営の改革に積極的に取り組むことであり、行政はこれらが円滑に進むように環境を整備し、有効な施策展開を図る必要がある。

#### (1) 県民の信頼回復のために

公共事業における談合から訣別し、県民の信頼を回復するために、公共事業の発注にあたっては透明性、公正性、競争性を確保するため入札制度の不断の見直しを行っているが、建設産業界と行政は県民の信頼を得るためにさらなる対策を打ち出し取り組む必要がある。

##### ① コンプライアンス(法令・規則・社会規範などの遵守)の徹底

建設産業においては、適切な施工能力を有しない不良・不適格業者の存在や不適正な元請下請関係の法令違反などが問題となっており、談合など入札での不適正な問題と合わせて建設産業と行政は県民からの不信を受けた。

県民の建設産業と行政に対する信頼を回復するために、行政は工事の発注に当たっては積極的に地域住民のニーズを汲み取り、地域において真に必要とされる社会資本の整備を目指し、建設企業も自らが法令遵守とモラル（企業倫理）を徹底し適正な建設業者として存続していけるように取り組む必要がある。

##### ② 法令違反に対するペナルティの強化

行政は、建設企業による不正行為等に対する監督処分においては、工事の適正な施工、発注者の保護や不正行為の未然防止のため、不正行為の内容、程度、社会的影響などを総合的に勘案して厳正に行うことが必要である。

##### ③ 県民への分かりやすい情報提供

行政は、県民に対して公共事業の内容を説明するとともに、優良工事などで表彰を受けた建設企業や県の公共事業等においてペナルティを科した不良・不適格業者の処分について広く県民に周知する必要がある。

## (2) 建設産業の振興のために

現在、県内の建設産業では、県を始め市町村の厳しい財政状況の中で公共事業費の増額が望めないことから、倒産する企業が増加し、残っている企業も経営規模を縮小するなど経営の合理化を図っており、地域の雇用と経済が大きな影響を受けている。

建設産業は、社会資本の新設、維持管理及び災害復旧等を担い地域保全のために無くてはならない存在であり、また、建設産業で働く従業員の多くが地域づくりの担い手となっていることから、行政は、社会資本の整備・維持・管理におけるビジョン（将来構想）を踏まえ、建設産業の振興に積極的に取り組む必要がある。

### ① 地域に必要な建設事業の確保

行政は、地域において今後も必要となる道路等の社会資本の整備と災害対応、除雪など地域の安全・安心の確保のために、地域毎に健全経営に優れた建設企業が活躍できるよう、地域にとって真に必要とされる公共事業の確保を検討する必要がある。

### ② 民間需要を含めた新たな建設事業の掘り起こし

地域の建設企業は地域住民と連携して、地域において担い手が不足している林業など地域固有の問題を掘り起こし、解決策を検討する中で建設産業が担うべき業務の事業化について検討する必要がある。

### ③ 建設企業との意見交換の場の設置

地域の建設企業と行政は、コミュニケーションを確保するため情報交換を行える第三者も入ることができる懇談会や研究会などのオープンな場を設け、地域の様々な情報収集に努める必要がある。

### ④ 建設企業の地域貢献の評価

行政は、河川清掃などのボランティア活動や地域の各種行事に積極的に参加している建設企業についてはホームページや広報誌において広くその活動をPRし、災害対応、除雪などで真に地域に貢献している建設企業とともに入札参加等においてインセンティブ（意欲を引き出すための優遇）を付与するような評価方法を検討する必要がある。

### (3) 経営力の強化のために

建設産業は、公共事業の大幅な減少と入札制度の改正等によりこれまで経験したことがない厳しい経営環境にあり、各企業は経営の合理化、企業間の連携強化及び新分野進出などで存続を図っている状況にある。

建設企業、建設業団体等及び行政は、企業の経営安定を図るための取り組みを展開していく必要がある。

#### ① 経営相談窓口の利用促進

建設業団体等と行政は連携して、建設業振興基金、福島県産業振興センター、商工会議所等が実施している経営相談などを利用していない建設企業に対して、これらの相談窓口を積極的に利用するよう働きかけていく必要がある。

#### ② 金融支援

金融機関からの融資が厳しい現状において、建設企業の多くが県の制度化している各種制度資金、独立行政法人雇用能力開発機構が行っている建設雇用改善助成金及び財団法人介護労働安全センターが行っている各種介護関係助成金などの制度そのものの認識不足に対して、建設企業へこれらの制度とそのメリットを広くPRするとともにその運用方法の浸透を図る必要がある。

なお、金融機関の建設企業への融資については、地場産業の育成という見地から、建設業団体と行政は、地方銀行や信用金庫などの金融機関に柔軟な対応を要望すべきである。

#### ③ 技術力向上に対する方策の検討

##### ア 現場代理人の能力向上

建設企業及び建設業団体等は、現場代理人の執行予算管理と工程管理により利益が変動する可能性が高いことから、現場代理人の管理能力を高めるための研修を実施する必要がある。

##### イ 一人で多様な業務を担える人材の育成

建設企業及び建設業団体等は、企業の生産性の向上を目指して、一人の技術者が様々な現場において測量や図面の作成など適宜適切な業務を遂行できるよう、人材を育成するシステムづくりを行う必要がある。

#### ウ 中小建設企業の技術者への研修

建設業団体等と建設企業は連携し、中小建設企業が自社だけでは現場技術者の育成を行うことが困難であることから、中小建設企業の建設技術者への技術力向上の研修を強化する必要がある。

### ④ 人材確保の方策の検討

#### ア 労働者派遣法改正など関係法令改正に対する国への要望

建設業団体等は、地域や季節による技術者の供給の過不足状況に対し、事業者団体を通じた建設労働者の一時的な送付・受入を可能にし、技術者の偏在を無くし企業の経営の効率化を図るための法改正を国、県等に求めていく必要がある。

#### イ 学校と建設業界との連携による人材育成の支援

建設産業への若い人材の就業が少なく、以前のように仕事を通じて若い世代へ建設業の特殊技術を継承していくことが困難となっていることから、建設業団体、行政及び職業訓練校並びに建設業に関する学科を持つ高等学校が連携し、在校生及び建設企業の技術者に対して建設業の特殊技能を取得させるための方策を検討する必要がある。

また、建設企業は大学等の教育機関との産学共同により新しい技術を開発し、高い技術力の基で建設市場における競争を勝ち抜けるよう努める必要がある。

#### ウ 幅広い職層階級からの技術者の確保への支援

建設業団体と建設企業は連携して、人材確保のため、今後大量の退職者が想定される技術力のある団塊世代の再雇用と建設業に意欲のある女性の雇用を行う必要がある。

#### エ 発注者側の技術力の向上

工事受注者からの協議事項等への対応が遅れることで工事受注業者の利益が影響される場合があるため、行政は監督員に対する能力向上のための研修を強化するとともにワンデイレスポンス<sup>※10</sup>の徹底を図る必要がある。

#### ※10 【ワンデイレスポンス】

受注者が工事を進めていく中で生じる現場の様々な協議事項に対し、発注者は現場の作業が滞らないよう速やかに回答する事で、現場の円滑な進行を実現させること。



#### ⑤ 営業力に優れた人材の確保

建設企業にとって現在の最優先事項は仕事量の確保であり、そのために企業は営業力に優れた人材を確保し、営業力を強化する必要がある。

#### ⑥ 他企業との連携、合併、協働

建設企業は、自助努力による本業の強化が困難な場合には、他企業との連携や合併、協働などの経営形態を模索する必要がある。

#### ⑦ 企業の規模縮小又は建設産業からの撤退(廃業)に対する方策の検討

建設企業は、建設投資額が減少している中であっては、経営相談窓口などを利用しながら自らの将来を見極め、専門分野への特化や建設業からの撤退も視野に入れ、今後の方策を検討していく必要がある。

また、建設業団体と行政は離職する建設業従事者に対しては、再就職のための職業訓練の制度創設について検討する必要がある。

#### ⑧ 新分野進出への継続的な支援

行政は、平成16年度から平成19年度までは建設企業に対して新分野進出に係るセミナーや相談会等を実施し企業の新分野進出を支援していたが、平成20年度は新分野進出に対する補助金交付、新分野に進出した企業の認定と表彰及び入札参加における主観点の加算などを行い、新分野進出を支援している。

行政は、今後も過剰供給となっている建設産業振興のために建設企業の新分野進出への支援を継続的に実施して行く必要がある。

#### ⑨ 県内企業と県内資材の優先利用

公共事業の発注においては、地元を熟知し、地元貢献している企業が生き残れるような発注についての検討が必要であり、併せて、地元で生産されている工事用資材の優先的利用を推進する必要がある。

#### ⑩ 建設業育成資金貸付の維持

県は、福島県建設業協同組合が下請セーフティネット債務保証事業<sup>※ 11</sup>より実施している建設企業への低利な短期運転資金融資のための福島県建設業協同組合への資金の貸付を継続する必要がある。

#### ※ 11 【下請セーフティネット債務保証事業】

発注者である行政は、公共工事を受注・施工している元請建設業者から福島県建設業協同組合への公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を認め、それを担保に福島県建設業協同組合が元請業者に対して融資を行う。福島県建設業協同組合は、融資に際し、元請業者の下請業者への支払計画を確認し、万が一元請業者が倒産等の状況に至った場合には、福島県建設業協同組合が元請業者に代わって下請業者への支払いを行う事業。

#### (4) 魅力の創出のために

本来、建設産業は、地図に残る橋やダム、道路等の社会資本の整備を通して生活基盤をつくり、地域の夢の実現に向けて果たすべき役割が大きい魅力のある産業であるが、労働条件がきついなどのイメージが一般化しており、この払拭が魅力創出には重要となっている。

また、公共事業においては、建設企業がものづくりの楽しさを享受できるよう現場での技術提案を積極的に対応するなど、発注者と受注者の双方が知恵を出し合い、地域に質の高い公共施設を提供する喜びを分かち合える環境、新たな発注者と受注者のパートナーシップ（対等な協力関係）を構築する必要がある。

なお、建設産業は生産システムが旧態依然としており、早急にIT化を図り若い人材が就業し易い環境づくりに取り組み、魅力ある産業への転換を進めることが必要であり、企業経営者も意識を持ってイノベーション（企業自ら新しい技術を取り入れて変わること）に取り組むことが必要である。

##### ① 積極的な情報発信

建設企業、建設業団体及び行政は、建設産業が道路や河川などの整備をとおして県民生活の向上や災害時における緊急対応や電気、ガス、水道のライフラインの復旧などの役割を果たしており、併せて、企業誘致や救急医療に資するための道路を整備し、地域経済の活性化と安全・安心の確保にも貢献している重要な産業であることの情報を発信して広く県民に周知する必要がある。

##### ② 労働環境の改善

建設企業は、厳しい気象条件・現場条件に配慮した施工体制や休憩施設等を確保し、労働環境の改善にさらに取り組む必要がある。

##### ③ 従業員の評価、処遇の改善

建設企業は、企業として、優秀な技術者を確保・育成するため人事評価制度や労働安全衛生に関する取り組みを見直し、ものづくり産業を支える人づくりに取り組み、行動方針を策定し実践するマネジメントシステムを構築する必要がある。

##### ④ 若者へのアピール

仕事を通して得られるやりがい、達成感、おもしろさを様々な手段を利用して若者へ情報発信し、若者の雇用確保に努める必要がある。

建設業団体と行政は、有効な情報発信について検討する必要がある。

## ⑤ 表彰制度の充実

建設業団体及び行政は、元請及び下請企業を含め技術者・技能者が仕事に誇りを持ち、能力を十分に発揮する上で「評価されている、処遇されている」と実感できることは極めて重要であることから、優れた工事成績を有する技術者や技能者に対して表彰等の対象を拡大するなど技術者、技能者全体の仕事に対する意欲を高める必要がある。

## ⑥ 建設産業のイメージアップ

建設産業界は、労働環境の改善は進んでいるものの、他産業に比較してまだまだ立ち後れているとのイメージを持たれている。

建設企業は、更なる改善に取り組み ISO 9001 (品質マネジメントシステム) \*<sup>12</sup> 及び ISO 14001 (環境マネジメントシステム) \*<sup>13</sup> 等の認証を取得するなどイメージアップにつながる対策を検討していく必要がある。

### ※12 【ISO 9001 (品質マネジメントシステム)】

国際標準化機構 (ISO) の品質保証規格。

企業が顧客のニーズに関する情報を収集し、製品やサービスに反映して提供するというプロセスを継続的に改善していくことを品質マネジメントシステムといい、これを実践している企業に対してISOの認証が与えられる。

### ※13 【ISO 14001 (環境マネジメントシステム)】

国際標準化機構 (ISO) の環境保証規格。

企業が生産・サービス・経営を行うにあたり、環境対応の立案・運用・点検・見直しなどの環境管理と監査システムを改善していくことを環境マネジメントシステムといい、これを実践している企業に対してISOの認証が与えられる。

## ⑦ IT導入に向けた普及促進

建設企業は、インターネット利用による情報発信と幅広い情報収集、情報交換により多くの企業との取引が可能となりビジネスチャンスの拡大が期待できる。

また、IT化が公共事業市場における必要要件であり避けられない状況となってきたことから、企業自らの存続、維持、発展のために早急にIT化を進める必要がある。

## (5) 受注環境整備のために

以下については、当審議会の所管する事項ではないが、多くの委員から意見があったことから記載することとしたものである。

公共事業費の減少などで建設産業を取り巻く環境が厳しい状況にあることから、地域の振興に大きな役割を担っている技術力と経営力に優れた建設企業の支援については、関係機関と連携を図りながら取り組む必要がある。

### ① 価格と品質、技術と経営による業者選定の促進

ア 技術力・施工力・経営力に優れた建設企業が成長できる環境を整備する必要がある。

イ 受注者の中には、適切な施工能力を有せず工事のほとんどを下請企業に丸投げする恐れがあるなどの不良・不適格業者の存在が懸念されることから、入札制度等を検討するとともに、元請下請関係の適正化に取り組む必要がある。

ウ 建設企業の選定にあたっては、価格だけで選定するのではなく、技術力の優れた企業が選定されるよう十分に検討する必要がある。

### ② 地域の実情等に応じた入札契約制度の見直し

ア 一般競争入札制度においては、工事の種別・規模、建設企業の特性に応じた適切な発注区分、入札参加条件等を検討する必要がある。

イ 一般競争入札制度の導入により、入札参加範囲が広がり競争性が高まったが、建設企業の少ない中山間地域では受注見通しがたたず地元企業の経営を圧迫する結果となっていることから、地域の実情に配慮することも必要である。

ウ 建設企業が施工した工事实績に対する発注者の評価や除雪、災害対応などの地域貢献が評価されることや建設企業の所在地の地域性が配慮される制度とするよう検討する必要がある。

### ③ 低価格入札対策の強化

ア 低価格での落札は、下請企業へのしわ寄せや品質低下が懸念されることから、十分な対策を講ずる必要がある。

特に極端な低価格での受注の場合は、その品質確保を重点的に調査することが必要である。

イ 公共事業は、良質な品質の生産物が求められているが、低価格で入札した工事は発注者・受注者の負担増を伴うことも懸念されるため、低価格入札に対する対策を検討する必要がある。

#### ④ 発注者の責務

ア 予定価格の算出に当たり、発注者は現場調査を行い、施工条件を十分に反映した設計・積算に努める必要がある。

イ 公共事業に採用される労務、資材単価の決定に際しては単に市場単価のみを調査して決定するのではなく、地域経済動向等幅広い視点を持って検討する必要がある。

ウ 発注者は、建設業従事者の生活を保護する観点から、設計労務単価を検討する必要がある。

エ 行政は、公共事業の発注について発注の規模と工期に留意し設計積算を適正に行い、予算の確保から発注、竣工、精算までの円滑な業務遂行に取り組む必要がある。

オ 発注者は、建設企業に対して、施工した工事に対する適切な評価を行うとともに、建設企業が自社に対する評価を確認できる方法についても検討を加え、公共事業に対するモチベーション（意欲）の維持向上を図る必要がある。

#### ⑤ 発注方式の見直し

工事発注に民間の技術者を活用したり（CM方式）、民間資金を利用した（PFI方式）社会資本整備を行う等新しい発注方式の導入・拡充について検討をする必要がある。

#### ⑥ 適正な契約締結について

公共事業における元請企業と下請企業等の民民間の建設工事の契約では、依然として請書、口頭契約などによる役割と責任があいまいな契約があり、後の工事代金や資材購入の支払い等のトラブルの原因となるケースがあることから、工事の内容・工期などの変更を含めて、契約を締結する場合は、建設業法第19条に基づく契約書を作成し、発注者と受注者の役割と責任の所在を明確にすることが必要である。

## 1 審議経過

開催日	審議事項
第1回 平成19年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の委嘱</li> <li>・「今後の県内建設業のあり方について」の諮問</li> <li>・「建設業のあり方に関する研究会」の報告</li> <li>・今後の審議の進め方</li> </ul>
第2回 平成20年 1月31日	「建設産業の担うべき役割」
第3回 平成20年 3月26日	「建設企業の経営強化」
第4回 平成20年 6月 4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「魅力ある建設産業の創設」</li> <li>・「行政の果たすべき役割」</li> </ul>
第5回 平成20年 7月16日	<p>「中間とりまとめ」</p> <p>※「中間とりまとめ」に対するパブリックコメントの募集 (平成20年8月11日～9月10日)</p>
第6回 平成20年 9月17日	「答申素案検討」
第7回 平成20年10月29日	「答申最終調整」

## 2 福島県建設業審議会委員名簿

### 学識経験を有する者

( 五十音順・敬称略 )

No.	所 属	役職名等	氏 名	備 考
1	福島工業高等専門学校	准教授	芥川 一則	会長代理
2	福島県産業振興センター	相談員	景山 耕造	
3	福島学院大学	講師	小松 由美	
4	福島県司法書士会	理事	齋藤 玲子	
5	福島大学	理事・副学長	中井 勝己	会長
6	中小企業診断協会福島県支部	支部長	藤田 一巳	
7	福島大学	准教授	藤本 典嗣	

### 建設工事の需要者

No.	所 属	役職名等	氏 名	備 考
1	福島県婦人団体連合会	会長	齋藤 幸子	
2	三島町	町長	齋藤 茂樹	
3	J A福島女性部協議会	会長	中井 秀子	
4	福島商工会議所	専務理事	山田 義夫	

### 建設業者

No.	所 属	役職名等	氏 名	備 考
1	福島県総合設備協会	会長	大槻 賢彌	
2	福島県建設産業団体連合会	会長	三瓶 英才	
3	福浜大一建設(株)三春支社	支社長	白岩 良子	
4	福島県建設業協会青年部	会長理事	渡部 寛規	

### 3 < 資料 >

#### (1) 公共投資額及び許可業者数の動向

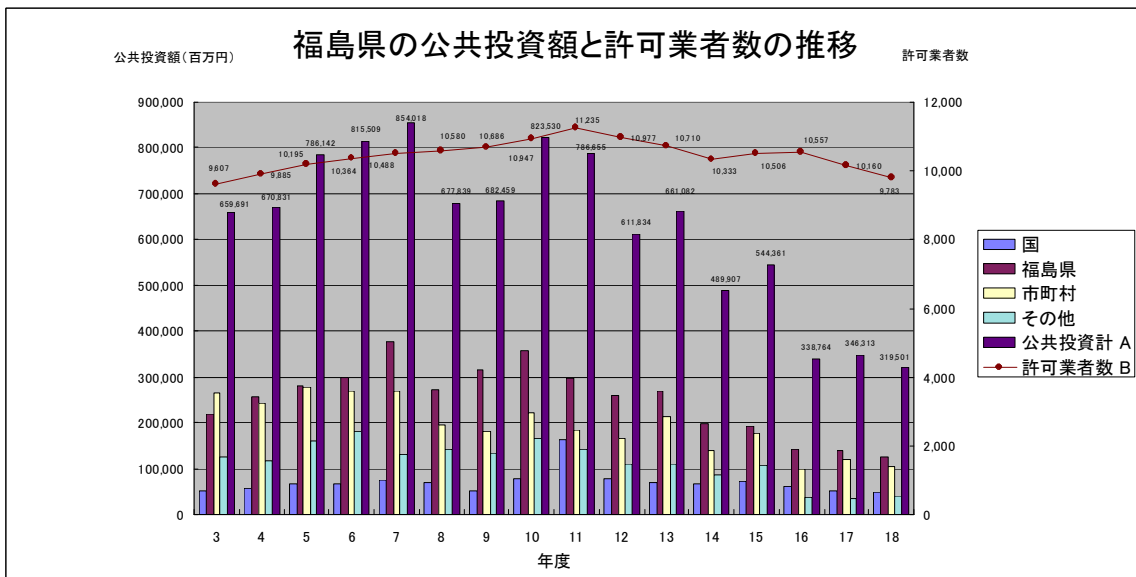
本県の国、県、市町村等の公共投資額は、平成7年度の8,540億円をピークに、平成18年度には3,195億円へとピーク時に比べ5,345億円減少（減少率62.6%）している。

これに対して、建設業法の許可業者数は平成11年度の11,235社をピークに平成18年度には9,783社へとピーク時に比べ1,452社の減少（減少率12.9%）となっている。

許可業者の中では、特に個人事業主と特定建設業者の減少が顕著であり、個人事業主は、平成11年度の2,782社をピークに平成18年度には2,051社へとピーク時に比べ731社も減少（減少率26.3%）し、特定建設業者は、平成11年度の832社をピークに平成18年度には669社へとピーク時に比べ163社も減少（減少率19.6%）している。

1社当たりの公共投資額では、平成7年度の8,140万円をピークに平成18年度には3,265万円へとピーク時に比べ4,875万円減少（減少率59.9%）している。

公共投資額の急激な落ち込みに比べ、許可業者数の減少率は緩やかであり、依然として公共事業への依存度が高いと思われるが、1社当たりの投資額はピーク時の40%となり、建設企業は厳しい経営状況にある。



出所：国土交通省「建設総合統計－公共表・出来高ベース」

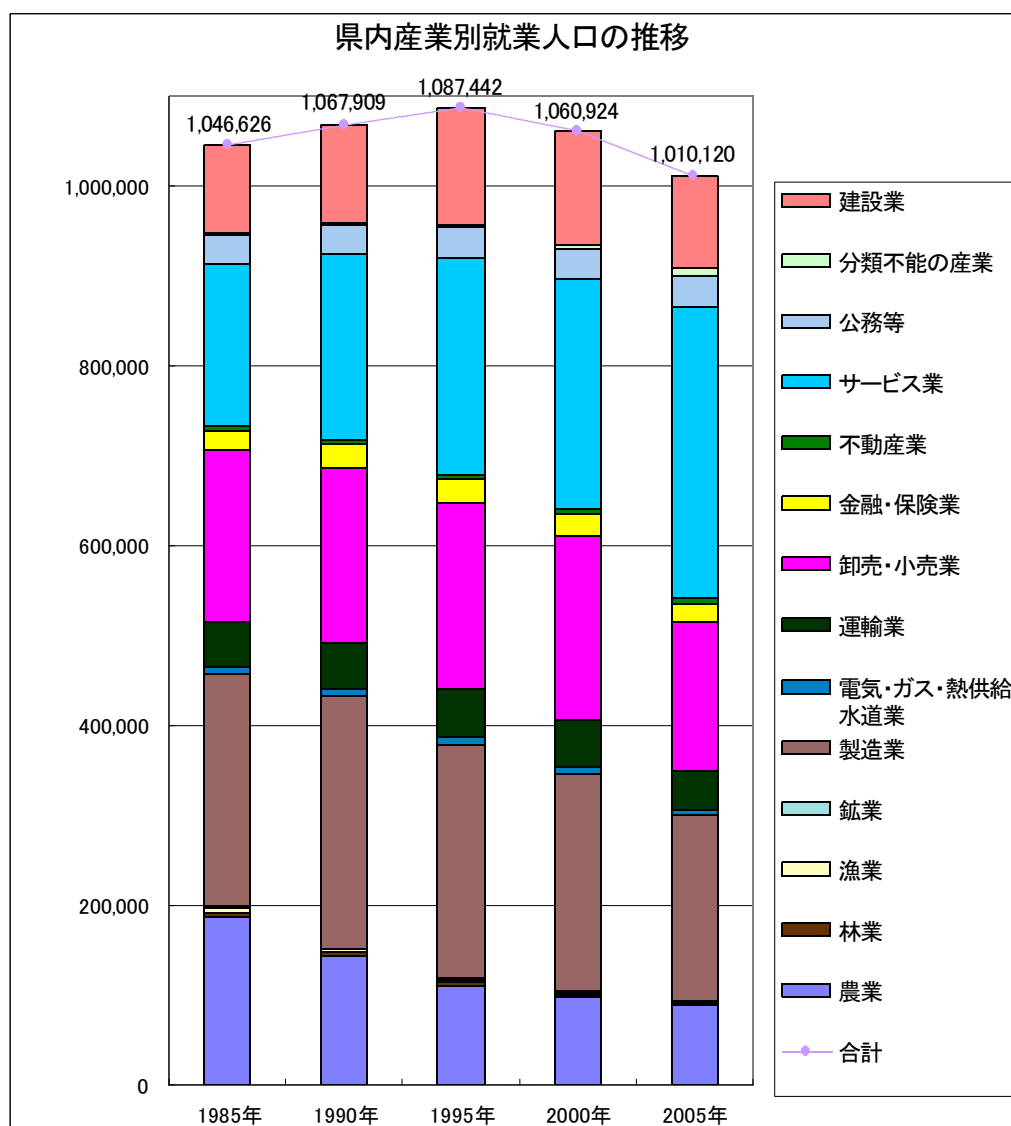


## (2) 建設産業従事者数の動向

国勢調査によると平成7年に県内の建設産業従事者は131,315名（全従事者に占める割合は12.1%）とピークにあったが、直近の平成17年には101,545名（全従事者に占める割合は10.1%）へと29,770名減少（減少率22.7%）している。

また、高校卒業後の就職状況を見ると平成15年度に全就職者に占める建設産業への就職者の割合が9.5%あったものが、3年後の平成18年度には6.4%まで減少している。

建設産業への就職者の減少は、高校卒業者への建設企業からの求人が少ないことや生徒の保護者の多くが建設産業に良いイメージを持っていないことなどが主要な原因となっている。



県内産業別就業人口の推移

(人)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
農業	187,976	144,103	111,805	97,089	88,540
林業	4,142	3,307	2,711	2,296	1,755
漁業	4,967	4,033	3,044	2,730	2,245
鉱業	2,199	1,813	1,800	1,360	554
建設業	99,550	109,882	131,315	125,426	101,545
製造業	257,805	280,429	259,701	241,639	207,561
電気・ガス・熱供給・水道業	7,047	7,260	7,910	8,337	6,881
運輸業	50,549	51,175	53,692	53,742	43,008
卸売・小売業	191,614	195,672	207,649	204,741	165,07
金融・保険業	22,406	24,603	25,051	22,856	19,602
不動産業	3,413	5,147	5,147	5,665	6,278
サービス業	180,659	206,851	241,419	254,798	324,773
公務等	33,188	32,471	34,368	35,787	33,648
分類不能の産業	1,111	1,163	1,830	4,458	8,657
合計	1,046,626	1,067,909	1,087,442	1,060,924	1,010,120
建設業従事者の割合(%)	9.51	10.29	12.08	11.82	10.05

少子社会、人口減少社会となっている現状の中で、若い人材の建設産業への就業が少ない状況にあるが、地域に根ざした産業として、建設産業その必要性を広く県民に認識してもらうことが大切である。

**(3) 全国における本県の公共投資額の状況**

社会資本の整備は大都市圏に集中しており、地方ではまだまだ遅れている状況にあり、本県の公共投資も全国的に見ても低位にある。

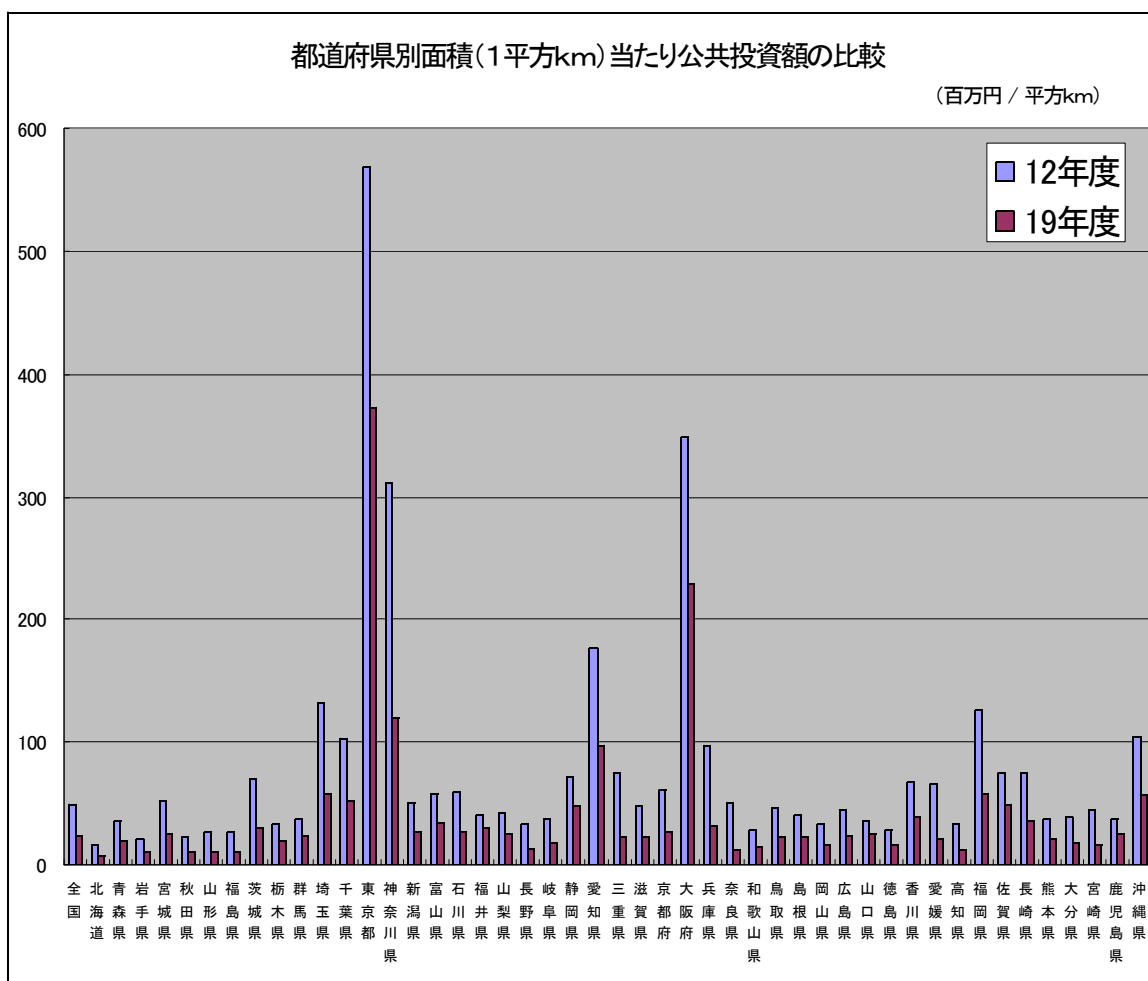
平成12年度から国の構造改革の一環として実施された「公共投資の削減」によって、各都道府県においては大幅に公共投資額が減少し、本県も同様であり、建設産業を中核産業としている中山間地域においては、地域社会の脆弱化が危惧される状況となっている。

① 都道府県別面積(1平方km)当たり公共投資額の比較 (平成12年度、平成19年度)

平成12年度は、全国平均4,871万円に対して本県は2,673万円であり全国44位となっている。

また、平成19年度は、全国平均2,441万円に対して本県は1,004万円であり全国44位となっている。

本県では、国における公共事業費の効率化が図られる前の平成12年度に比較して、平成19年度は1,669万円もの大きな減少となっている(減少率62.5%)。



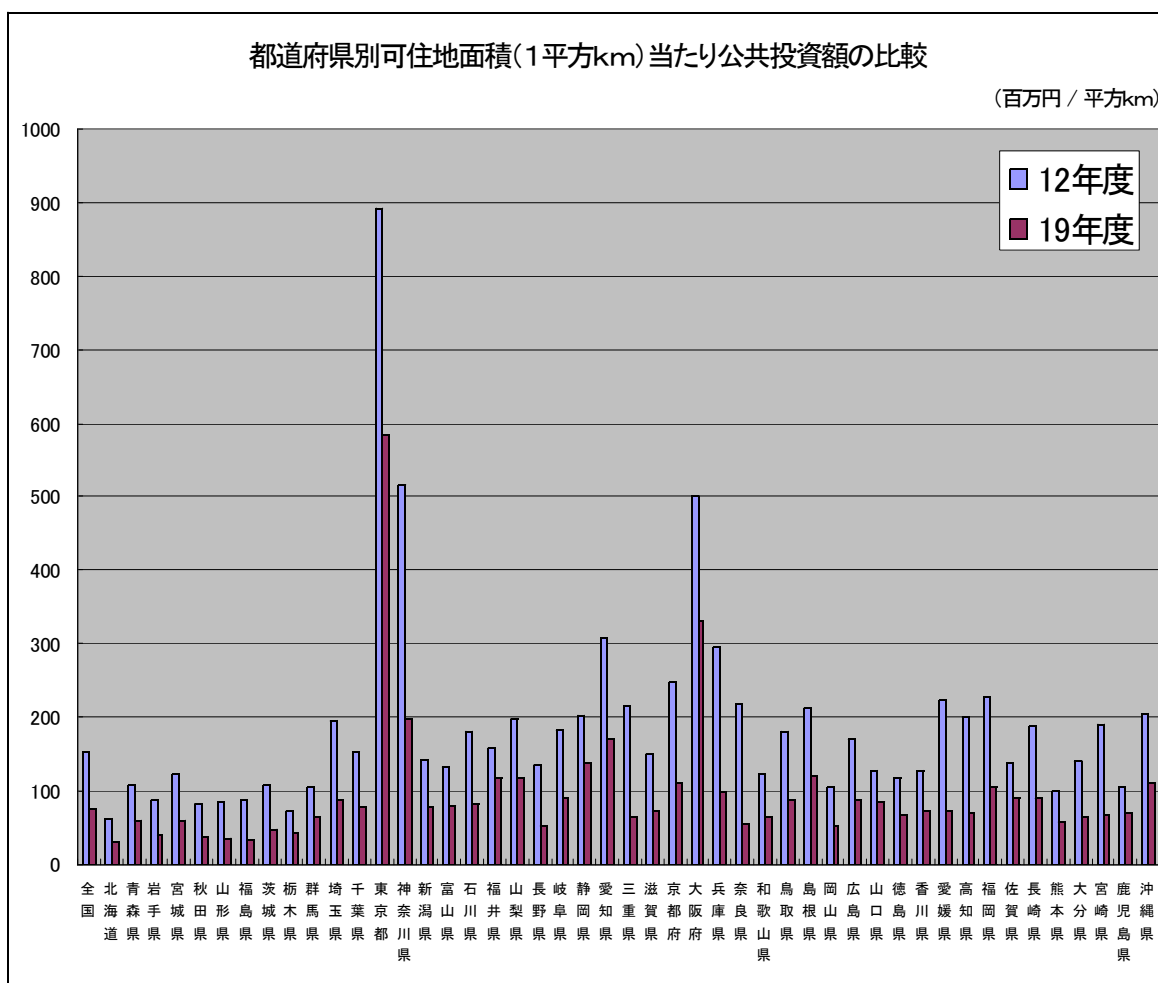
出所：国土交通省 建設工事受注動態統計調査「公共機関からの受注工事(1件500万円以上の工事)」

② 都道府県別可住地面積(1平方km)当たり公共投資額の比較(平成12年度、平成19年度)

平成12年度は、全国平均15,167万円に対して本県は8,733万円であり全国44位となっている。

また、平成19年度は、全国平均7,601万円に対して本県は3,280万円であり全国46位となっている。

本県では、国における公共事業費の効率化が図られる前の平成12年度に比較して、平成19年度5,453万円もの大きな減少となっている(減少率62.5%)。



※ 【可住地面積】

$$\text{可住地面積} = \text{総面積} - (\text{林野面積} + \text{主要湖沼面積})$$

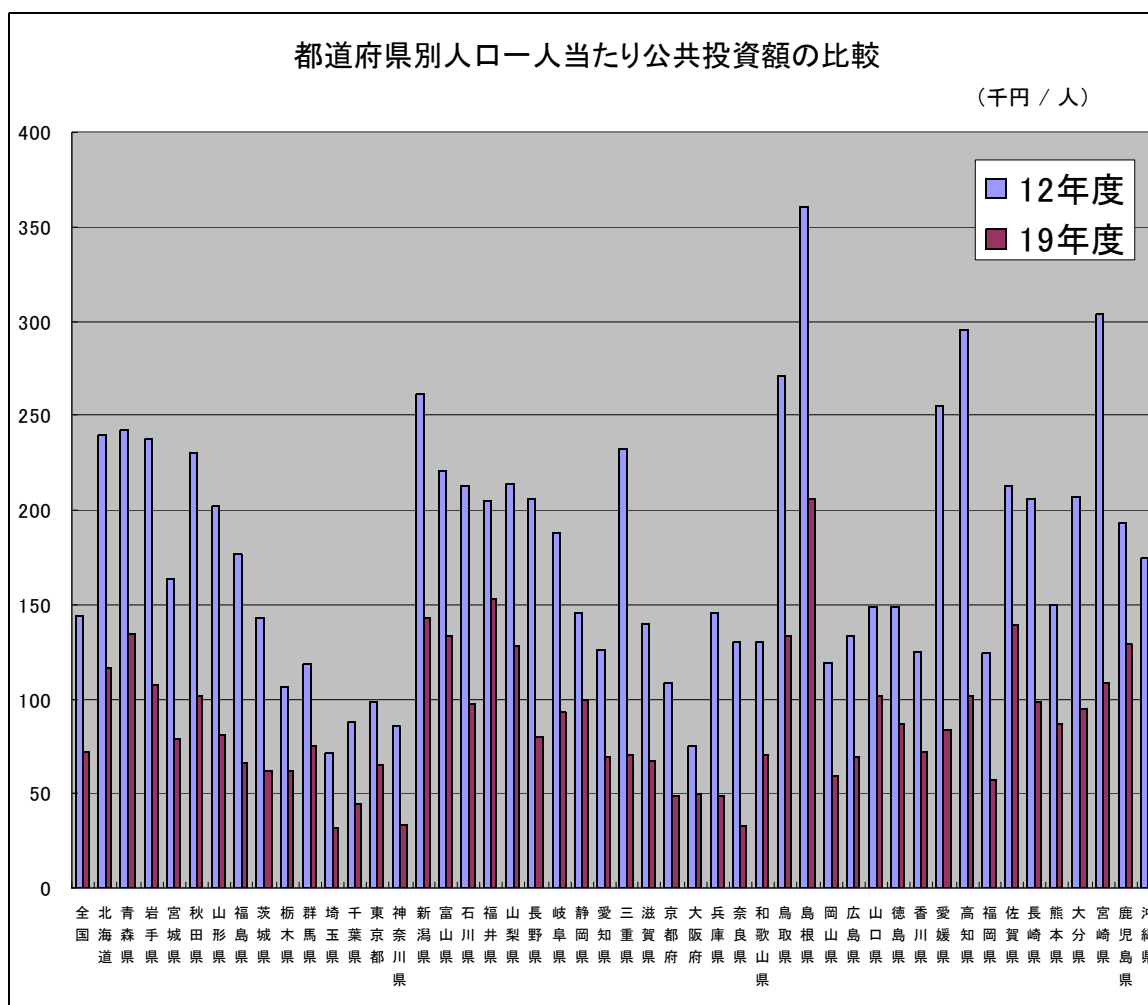
出所：国土交通省 建設工事受注動態統計調査「公共機関からの受注工事(1件500万円以上の工事)」

### ③ 都道府県別人口一人当たり公共投資額の比較(平成12年度、平成19年度)

平成12年度は、全国平均14万4千円に対して本県は17万6千円であり全国23位となっている。

また、平成19年度は、全国平均7万2千円に対して本県は6万6千円であり全国35位となっている。

本県では、国における公共事業費の効率化が図られる前の平成12年度に比較して、平成19年度は11万円もの大きな減少となっている(減少率62.5%)。



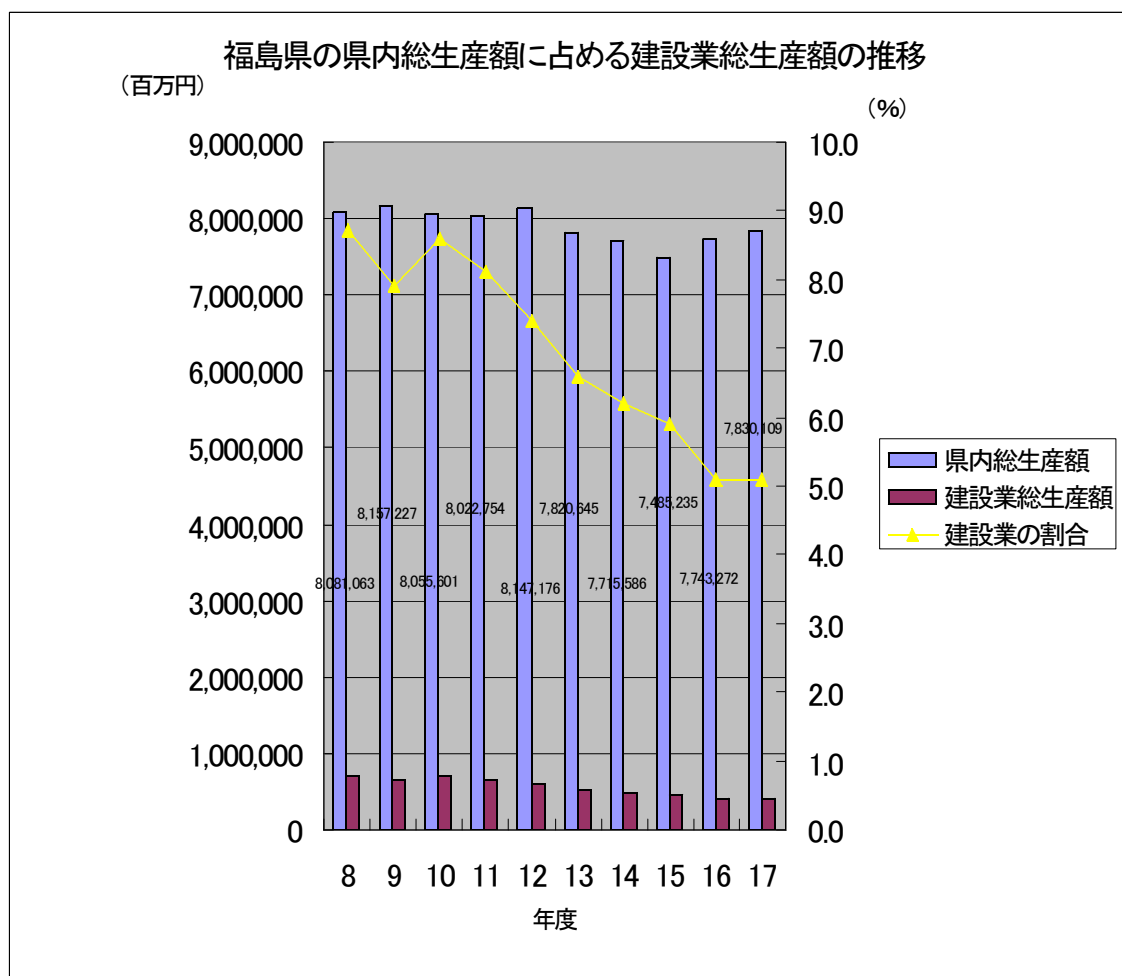
出所：国土交通省 建設工事受注動態統計調査「公共機関からの受注工事（1件500万円以上の工事）」

#### (4) 県内総生産額に占める建設産業の状況

本県においては、建設業従事者数は全就業人口の約1割となっており産業全体の中で大きな位置を占め、建設産業が本県の基幹産業の一つとなっていることを示しているが、県内総生産額に占める建設業総生産額の割合は公共投資額の減少等により年々下降を続け、平成8年度に8.7%だったものが平成17年度には5.1%となっている。

福島県の県内総生産額に占める建設業総生産額の推移 (百万円、%)

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
県内総生産額	8,081,063	8,157,227	8,055,601	8,022,754	8,147,176	7,820,645	7,715,586	7,485,235	7,743,272	7,830,109
建設業総生産額	706,547	644,083	696,226	650,078	599,560	514,858	479,704	444,884	398,076	399,380
建設業の割合	8.7	7.9	8.6	8.1	7.4	6.6	6.2	5.9	5.1	5.1



出所：「県民経済計算」(福島県情報統計領域)

## (5) 建設企業の倒産動向

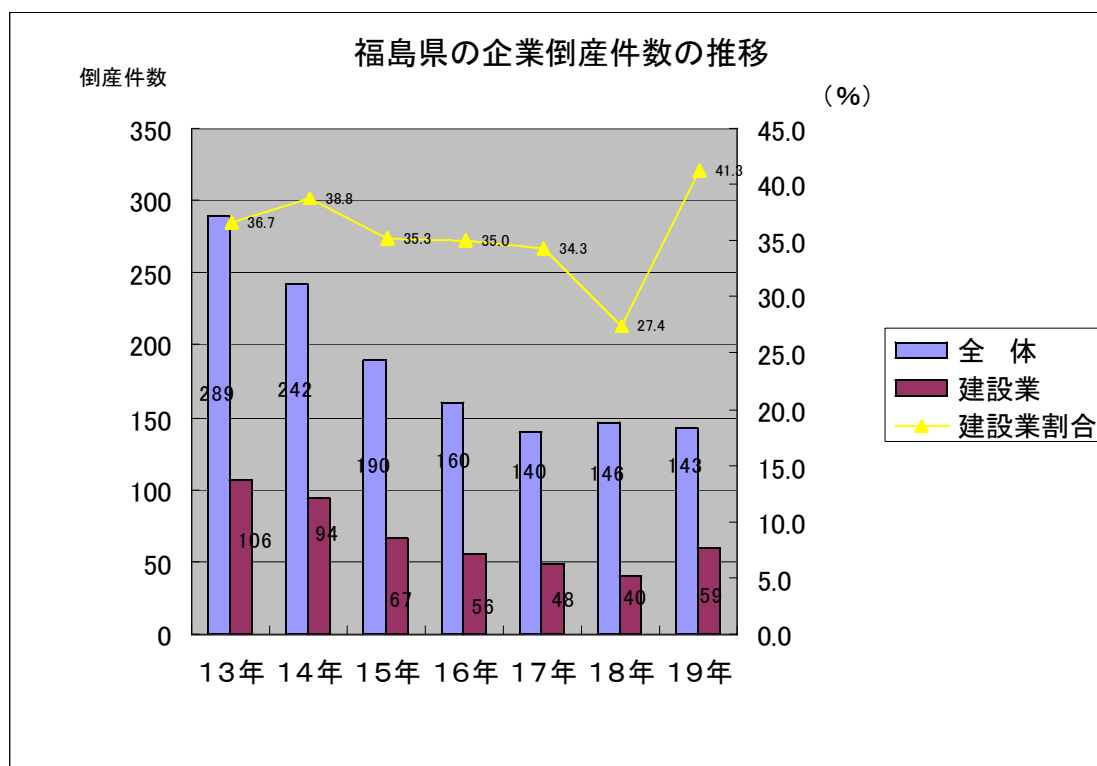
倒産件数は、平成13年に106社あったものが平成18年には40社へと減少し、負債額も平成16年に181億9400万円あったものが平成18年には84億6800万円へと減少していたが、平成19年は件数、負債額共に大きく増加している。

倒産の原因は、公共投資額の激減等による売上の減少が一番であるが、その中には老舗の建設企業が従業員を解雇できずにそのまま倒産に至るといった事例もある。

全倒産件数の中で、建設産業の占める割合は他産業を大きく上回っており負債額も多く、県経済に大きな影響を与えている。

福島県の企業倒産件数の推移 (件数、%)

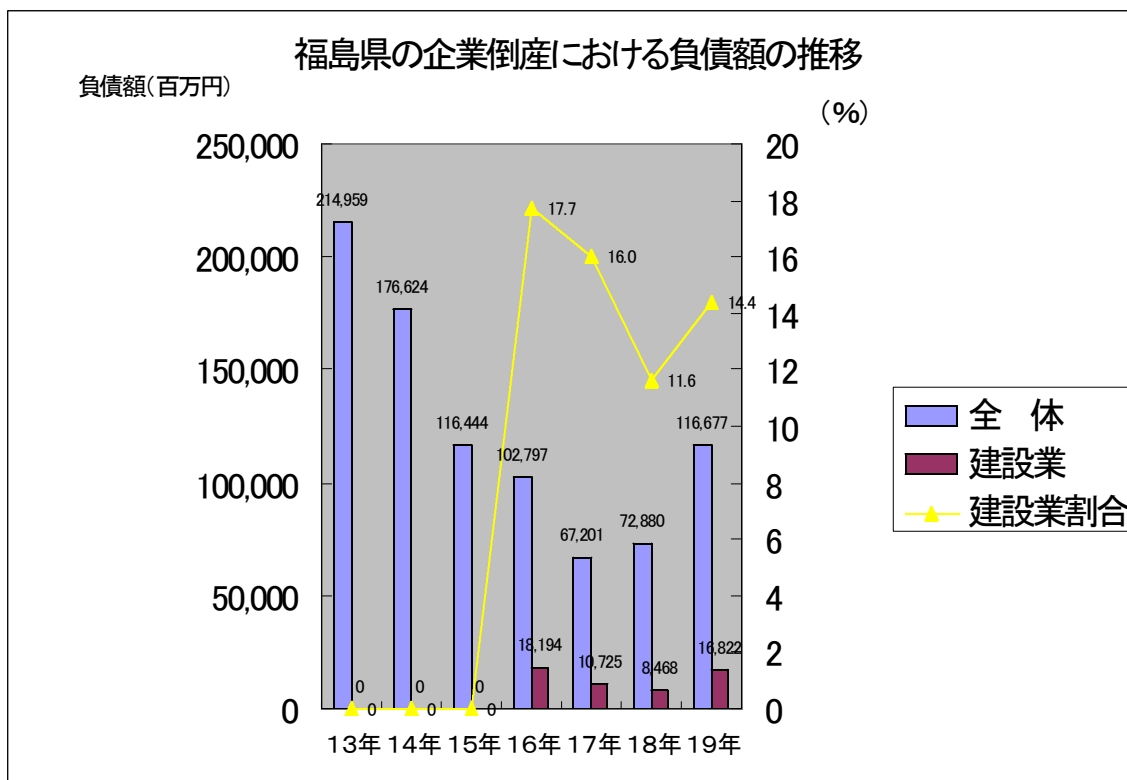
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
全 体	289	242	190	160	140	146	143
建設業	106	94	67	56	48	40	59
建設業割合	36.7	38.8	35.3	35.0	34.3	27.4	41.3



福島県の企業倒産における負債額の推移 (百万円、%)

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
全 体	214,959	176,624	116,444	102,797	67,201	72,880	116,677
建設業	-	-	-	18,194	10,725	8,468	16,822
建設業割合	-	-	-	17.7	16.0	11.6	14.4

※ 平成13年から平成15年までは建設業の負債額の統計データが無いため、平成16年からのデータを記載。



出所：上記2表共に福島県年次経済報告書（福島県情報統計領域）、東京商工リサーチ

## (6) 建設産業の現状のまとめ

以上のことから、急速な公共投資額の縮減は、県内建設産業における経営の疲弊傾向を助長し、地域経済へ大きな影響を与えている。

また、地域における建設企業の倒産は、災害等の緊急時における地域の安全・安心の確保を困難にし、さらには中山間地域における地域社会の脆弱化をまねく恐れがある。